

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「私達は自利利他の精神に基づき、お客様の明日への発展のために今日一日を価値あるものとします」の経営理念のもと、顧客、株主、提携先、従業員等、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実に経営上の重要課題の一つと認識し、組織の整備を図っております。さらに、透明で健全性の高い企業経営を目指し、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社名南経営コンサルティング	988,800	66.15
名南M & A社員持株会	5,350	0.36
株式会社十六銀行	5,000	0.33
株式会社大垣共立銀行	5,000	0.33
岐阜信用金庫	5,000	0.33
株式会社百五銀行	5,000	0.33
株式会社三重銀行	5,000	0.33
株式会社第三銀行	5,000	0.33
株式会社名古屋銀行	5,000	0.33
株式会社愛知銀行	5,000	0.33

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	株式会社名南経営コンサルティング (非上場)
--------	------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 セントレックス
-------------	-------------

決算期	9月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、支配株主と取引を行う場合は、取引の開始前に、当該取引の合理性(事業上の必要性)及び取引条件の妥当性(一般的な取引と比較して適正であるか)を十分に検討するとともに、監査役会における監視・監督のもと、半期ごとに取締役会において慎重に判断し、取引の適正性を確保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社である株式会社名南経営コンサルティングは当社の議決権の66.15%(本書提出日現在)を保有する筆頭株主であり、同社を中心とした経営コンサルティンググループに当社も属しております。

なお、当社の事業展開にあたっては、親会社等の指示や事前承認に基づいてこれを行うのではなく、グループ会社との兼務がない経営陣の判断のもと、独自に意思決定しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森 鋭一	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 鋭一		-	同氏は、愛知県産業労働部労政局長、公益財団法人あいち産業振興機構理事長等を歴任し、大局的な視点からの政策立案等に長年にわたり携わり、その幅広く豊富な経験と見識を、当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、内部監査担当者、会計監査人は相互に連携して、三様監査の体制のもと、情報の共有を行い、効率的かつ効果的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
若山 哲史	弁護士													
大倉 淳	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若山 哲史		-	同氏は、弁護士として長年の経験と法務の専門知識を有しており、当社の監査業務に適任であると判断し、社外監査役として選任いたしました。 また、同氏は一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
大倉 淳		同氏は有限責任あずさ監査法人の出身者であり、当社は有限責任あずさ監査法人を会計監査人に選任しておりますが、同氏は2016年6月に同監査法人を退職、2016年12月に当社の監査役に就任しており、在籍期間中も含め当社の会計監査への関与はありません。また、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係を有しておりません。	同氏は、公認会計士として長年の経験と会計の専門知識を有しており、当社の監査業務に適任であると判断し、社外監査役として選任いたしました。 また、同氏は一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の要件を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者はおりませんので、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、それぞれ株主総会で報酬等の総枠の決議を得ております。各取締役の報酬額については取締役会において、各監査役の報酬額については監査役会においてそれぞれ協議し、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、経営管理部で行い、社外監査役へのサポートは、内部監査担当者及び経営管理部で行っております。取締役会の資料は、社外取締役及び社外監査役に対して、事前に配布しております。また、社外役員を含む役員全員が出席する経営会議において、取締役会の議案に関する意見交換や重要な経営情報の共有を図っているほか、社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(b) 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち非常勤監査役2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役全員が、毎月1回開催の定時取締役会に出席して意見を述べるほか、常勤監査役は、取締役会のほか、全体会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と随時情報交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

(c) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長として、原則年4回開催されております。同委員会は広範なリスク管理に関し協議を行い、リスクへの具体的な対策を検討しております。

(d) 経営会議

経営会議は、取締役、監査役、部長、副部長から構成されており、毎月1回、業務執行の状況報告、重要性の高い経営課題の討議を行い、社外役員との情報共有を図っております。

(e) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長として、原則年4回開催されております。社内のコンプライアンス意識を高め、全社的な視点でコンプライアンスを推進しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法関係法令に基づき、強い法的権限を有する監査役が、独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性の確保に有効であると判断し、監査役設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名(うち2名が社外監査役)で構成されており、公認会計士や弁護士の専門的な知見や豊富な経験等を有しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が株主総会の議案について十分検討できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、発送後速やかに自社ホームページにて招集通知を掲載することを予定しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、多くの株主にご出席いただけるよう他社の株主総会の集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主構成を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を検討しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IRサイトを新設し、当該サイト上に掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社役職員の行動規範を「コンプライアンス管理規程」において定め、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示への積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけ、投資家やステークホルダーが当社の企業活動の内容を適時・的確に把握できるよう、迅速かつ正確な情報開示を行い、経営の透明性を確保することに努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。基本方針については、経営環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行う。
 - ・取締役及び使用人は「コンプライアンス管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - ・「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ・コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努める。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定める。
 - ・「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当者による内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。
- b. 取締役及び使用人の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
 - ・不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業秘密管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。
 - ・各法令及び証券取引所の定める諸規則等の要求に従い、会社情報を適時適切に開示する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。
 - ・「リスク管理委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討する。
 - ・緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策等の検討・決定・実施等を行い、事態の早期解決に努める。
- d. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
 - ・意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、及び「稟議規程」に従って、効率的に職務の執行を行う。
- e. 当社及び親会社・子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社と親会社との取引を行う場合には、取引の合理性及び取引条件の妥当性を検証し、それらが担保される場合にのみ行う。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命する。
 - ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の見解を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - ・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
 - ・内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。
- h. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
 - ・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
- i. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方
 - ・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 - 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、健全な会社運営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。
- b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (a) 社内規程の整備状況
 - 当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。
 - (b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者
 - 当社は、反社会的勢力への対応統括部署を経営管理部と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、平素から外部専門機関と緊密な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。
 - (c) 反社会的勢力排除の対応方法
 - ・新規取引先について
 - 原則として、外部機関及びインターネットを通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。取引の開始時には、各種契約書等において「反社会的勢力との関係がないことを確認する」体制とし、「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしております。
 - ・既存の取引先について
 - 通常必要と思われる注意を払うとともに、1年ごとに民間の調査機関を通じて調査しております。
 - ・株主、役員について

原則として、1年ごとに外部機関及びインターネットを通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。

・従業員について

入社時に民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査し、「誓約書」において「反社会的勢力と関係がないことを確認する」体制としております。

・既存取引先などが反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、速やかに取引関係などを解消する体制をとっております。

c. 外部の専門機関に関する情報の収集・管理状況

(a) 当社は、「公益財団法人暴力追放愛知県民会議」へ加盟し、日常の情報収集や緊急時の対応のため、弁護士など外部専門機関との連携体制を構築しております。

(b) 当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

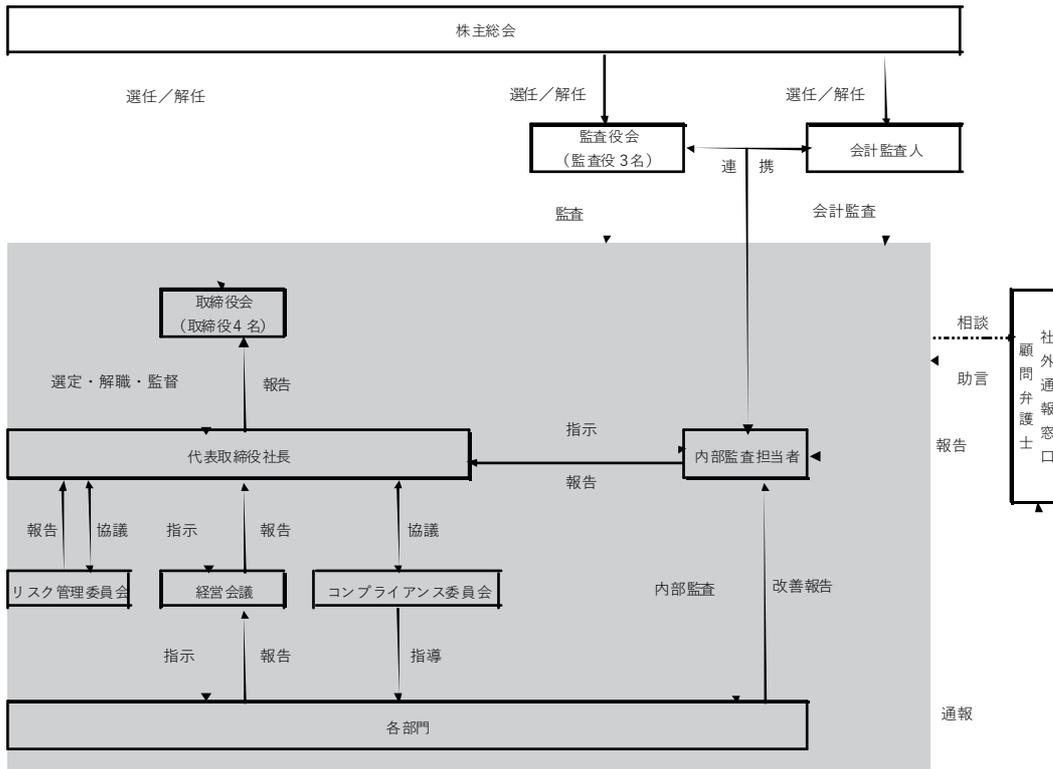
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】

